

独立行政法人農業生物資源研究所の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成24年度の総合評価がA評価であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。

理事長は、当法人が生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究を行う機関として、予算総額12,954百万円(平成25年度決算額)、常勤職員数355人(平成25年度末)を擁し強いリーダーシップを発揮し業務を的確に推薦している。

なお、理事長の報酬は国家公務員における研究所の長の報酬・給与等を勘案し支給基準を設定しているところである。

これらを踏まえると、当法人の理事長の報酬水準は適正であると考ええる。

・主務大臣の検証結果

理事長は、生物資源の農業上の開発等に関する調査研究業務を統括し的確に業務を遂行しており、当該法人を総理する長の報酬として、適正であると考ええる。

② 役員報酬基準の改定内容

理事長

・ 基準の改定は行わなかったが、平成24年4月から平成26年3月までの間、俸給月額、地域手当、期末特別手当を9.77%減額した。

理事

・ 基準の改定は行わなかったが、平成24年4月から平成26年3月までの間、俸給月額、地域手当、期末特別手当を9.77%減額した。

監事

・ 基準の改定は行わなかったが、平成24年4月から平成26年3月までの間、俸給月額、地域手当、期末特別手当を9.77%減額した。

監事

(非常勤)

・ 基準の改定は行わなかったが、平成24年4月から平成26年3月までの間、俸給日額を9.77%減額した。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
理事長	千円 14,847	千円 9,875	千円 3,738	千円 1,185 (地域手当) 49 (通勤手当)	4月1日		※
理事A	千円 11,586	千円 8,402	千円 2,126	千円 1,008 (地域手当) 49 (通勤手当)	4月1日		※
理事B	千円 11,586	千円 8,402	千円 2,126	千円 1,008 (地域手当) 49 (通勤手当)	4月1日		※
監事	千円 8,794	千円 6,345	千円 1,606	千円 761 (地域手当) 82 (通勤手当)	4月1日		
監事 (非常勤)	千円 2,328	千円 2,097	千円 0	千円 231 (通勤手当)	4月1日		※

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄の記号は、役員の前職の種類別に、「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であり、該当がない場合は空欄。

注3:千円未満切り捨ての関係から、平成25年度年間報酬等の総額と各内訳の合計額が一致しない場合がある。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
理事長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注1:業績勘案率は、農林水産省独立行政法人評価委員会が、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定している。

注2:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注3:「前職」欄の記号は、退職者の役員時の前職の種類別に、「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であり、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し決定を行っている。〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔職員の勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給:昇給	勤務成績が適切に反映されるよう職員を初任層と中間層及び管理職層に区分し、さらにそれぞれの職員層ごとに、5段階(A～E)の昇給区分に応じた昇給号俸数を設定し、毎年1月1日に前年1年間の勤務成績を判定し昇給させる。 さらに、研究職員俸給表の適用職員にあっては、顕著な研究業績を挙げたと認められる場合等には、特別な昇給を実施することができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	職員の勤務成績に応じ、135/100(特定幹部職員にあっては、175/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれに乗ずること等により勤勉手当を支給する。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

- (1) 平成25年4月1日における31歳以上39歳未満職員の1号俸上位への号俸調整。
- (2) 平成26年1月1日の昇給から55歳を超える職員の昇給の号俸数については、勤務成績が「極めて良好」又は「特に良好」の場合のみの昇給に抑制。
- (3) 平成25年9月1日より特殊勤務手当の作業を行う区域から計画的避難区域を削除。
- (4) 最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減。
- (5) 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。
(職員について)
 - ・実施期間:平成24年5月1日～平成26年3月31日
 - ・俸給表関係の措置の内容
 - 一般職員2級以下、技術専門職員3級以下、研究職員2級以下・・・▲4. 77%
 - 一般職員3級～6級、技術専門職員4級以上、研究職員3級及び4級・・・▲7. 77%
 - 一般職員7级以上、研究職員5级以上・・・▲9. 77%
 - ・諸手当関係の措置の内容
 - 俸給の特別調整額・・・▲10%
 - 地域手当、広域異動手当、超過勤務手当・・・俸給表関係の措置内容に準ずる
 - 期末・勤勉手当・・・▲9. 77%
 - ・国と異なる措置の概要
 - 実施期間を平成24年5月1日から平成26年3月31日までの間としていることから、国と同等の給与削減となるよう、平成24年4月分給与に係る減額支給措置相当額を12月期期末手当において減額調整

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	294	48.1	7,752	5,911	81	1,841
事務・技術	61	44.2	5,987	4,496	81	1,491
研究職種	207	48.9	8,544	6,539	82	2,005
技術専門職種	26	50.6	5,587	4,232	73	1,355
任期付職員	15	—	—	—	—	—
事務・技術	1	—	—	—	—	—
研究職種	14	35.8	5,315	4,265	110	1,050
非常勤職員	85	39.6	3,529	3,529	63	0
委託費等雇用職員	85	39.6	3,529	3,529	63	0

注1:常勤職員の「技術専門職種」とは、試験圃場管理、実験動物管理、その他庁務及びこれらに準ずる専門的業務に従事する職種を示す。

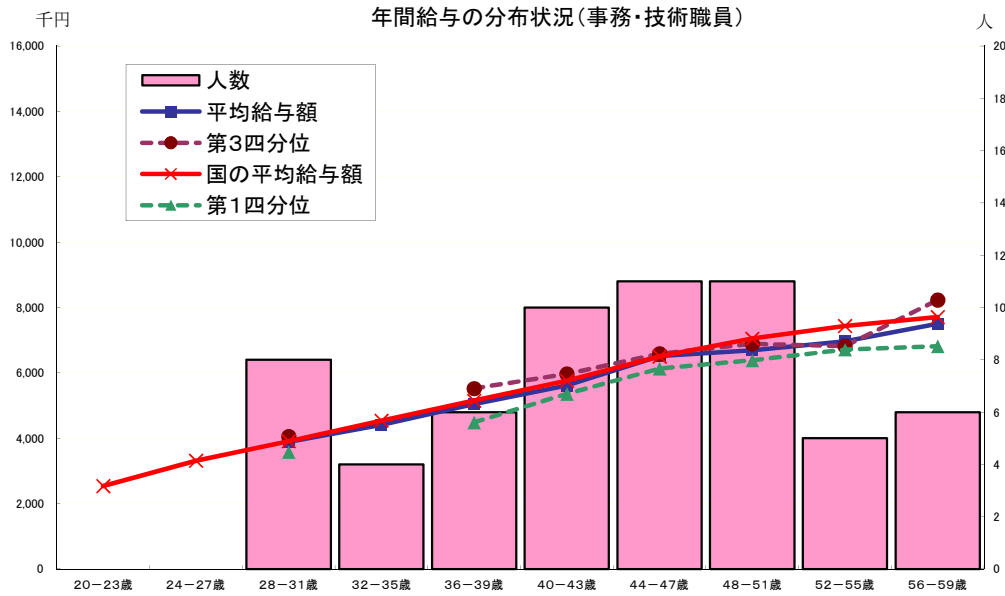
注2:任期付職員のうち事務・技術の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以降の事項については表示していない。

注3:非常勤職員の「委託費等雇用職員」とは、委託費等から給与を支給している非常勤職員を示す。

注4:該当者がいないため記載を省略した区分及び職種は以下のとおりである。

- ①常勤職員のうち、医療職種(病院医師及び病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)
- ②在外職員
- ③任期付職員のうち、医療職種(病院医師及び病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)
- ④再任用職員
- ⑤非常勤職員のうち、事務・技術、研究職種、医療職種(病院医師及び病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)
 [在外研究員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

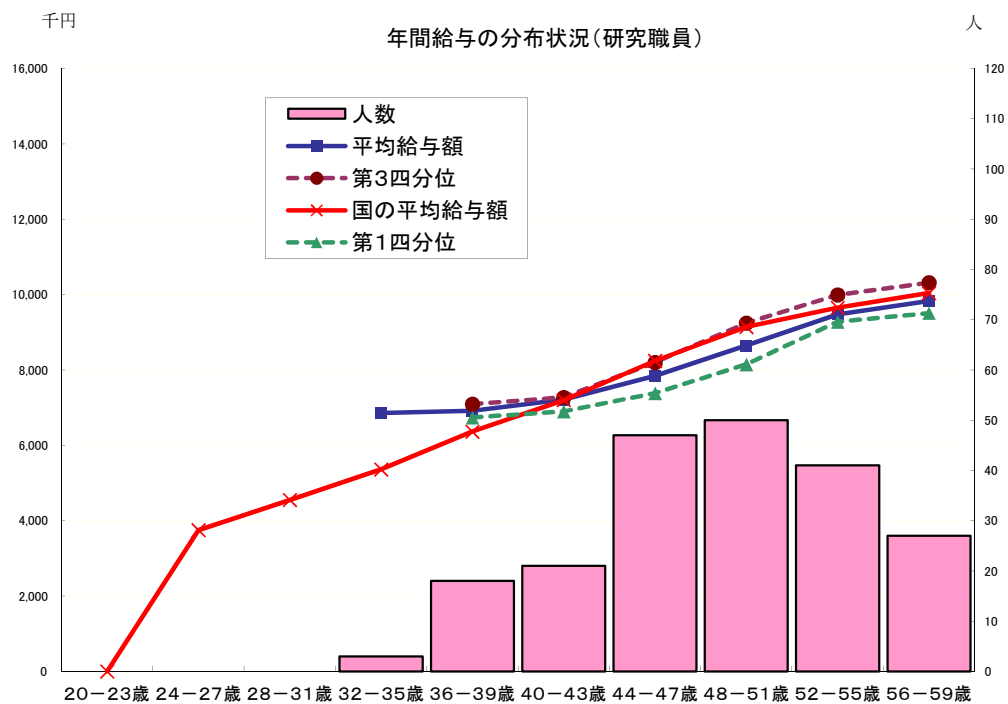


注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 注2:年齢が、32-35歳の区分の該当者は、4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3四分位を表示していない。
 注4:年齢20-23歳及び24-27歳には当法人に該当者はいない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ ^o	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
部長	1	—	—	—	—
課長	3	57.5	—	8,198	—
課長補佐	12	51.9	6,716	6,930	6,956
係長	38	42.9	5,202	5,703	6,348
係員	7	30.5	3,583	3,742	3,843

注1:部長の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以降の事項については表示していない。
 注2:課長の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1及び第3四分位については表示していない。



注1:年齢が、32歳-35歳の区分の該当者は、4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3四分位を表示していない。

注2:年齢20-23歳、24-27歳及び28-31歳には当法人に該当者はいない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ ^o	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
研究部長	5	57.5	10,316	11,268
研究課長	75	53.6	9,370	9,992
主任研究員	126	45.8	7,161	8,233
研究員	1	-	-	-

注1:研究員の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以降の事項については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係 員		係長・同相当職		課長補佐・同相当職	
人員 (割合)	61	0 (-%)	7 (11.5%)	17 (27.9%)	25 (41.0%)	7 (11.5%)	4 (6.6%)
年齢(最高～最低)		— }	32 }	58 }	52 }	56 }	59 }
所定内給与 与年額(最高～最低)		— }	3,156 }	4,161 }	5,108 }	6,084 }	6,350 }
年間給与 額(最高～最低)		— }	4,055 }	5,589 }	6,932 }	8,020 }	8,232 }

7級	8級	9級	10級
同相当職			
部長・同相当職			
0 (-%)	1 (1.6%)	0 (-%)	0 (-%)
— }	— }	— }	— }
— }	— }	— }	— }
— }	— }	— }	— }

注:8級における該当者は、2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究補助員	研究員	研究課長・室長・主任 研究員・同相当職		研究部長・同相当職	
人員 (割合)	207 人	0 人 (ー%)	1 人 (0.5%)	66 人 (31.9%)	66 人 (31.9%)	73 人 (35.3%)	1 人 (0.5%)
年齢(最高 ～最低)		ー }	ー }	55 }	56 }	59 }	ー }
所定内給 与年額(最高 ～最低)		ー }	ー }	6,143 }	6,936 }	8,246 }	ー }
年間給与 額(最高 ～最低)		ー }	ー }	8,098 }	9,005 }	11,268 }	ー }
		ー }	ー }	6,540 }	7,551 }	8,805 }	ー }

注:2級及び6級における該当者は、2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	ー	ー	ー
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.0	66.7	65.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.0	33.3	34.6
	最高～最低	42.7～32.1	40.7～29.9	40.1～31.1

注:事務・技術職員における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

(研究職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	54.8	57.6	56.3
	最高～最低	45.2	42.4	43.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	46.1～44.3	45.4～40.9	45.1～42.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	64.5	67.0	65.8
	最高～最低	35.5	33.0	34.2
	43.5～32.3	40.7～29.3	39.1～31.5	

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 97.2

対他法人(事務・技術職員) 93.1

(研究職員)

対国家公務員(研究職) 97.7

対他法人(研究職員) 99.4

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 97.2	
	参考	地域勘案 98.7 学歴勘案 100.6 地域・学歴勘案 99.9
給与水準の適切性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99.9%】 (国からの財政支出額 12,938百万円、支出予算の総額 12,954百万円:平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額 なし(平成25年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 1.6%(常勤職員数 61名中 1名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 8.2%(常勤職員数 61名中 5名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 32.7%】 (支出総額 8,443,346千円、給与・報酬等支給総額 2,762,294千円:平成25年度決算)</p> <p>【検証結果】 当法人は、国からの財政支出である運営費交付金、施設整備費補助金、受託収入等で運営されており、総額に占める国からの財政支出割合が高くなっている。 当法人における管理職の割合は事務・技術職員1.6%・研究職員2.4%、大卒以上の高学歴者の割合は事務・技術職員8.2%・研究職員100%、支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合は32.7%となっている。 当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準であり、適切性を確保している。</p>	

・主務大臣の検証結果

給与水準は国家公務員より低い水準であるが、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、法人の給与は適切な水準にあると考える。

○研究職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 97.7	
	参考	地域勘案 99.2 学歴勘案 97.0 地域・学歴勘案 98.5
	<p>【管理職の割合 2.4%(常勤職員数 207名中 5名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 100%(常勤職員数 207名中 207名)】</p>	

・主務大臣の検証結果

給与水準は国家公務員より低い水準であるが、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、法人の給与は適切な水準にあると考える。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年 度)	前年度 (平成24年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 23年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,762,294	千円 2,818,270	千円 (%) △ 55,976 (△2.0%)	千円 (%) △ 349,600 (△11.2%)
退職手当支給額 (B)	千円 300,656	千円 304,381	千円 (%) △ 3,725 (△1.2%)	千円 (%) 107,725 (55.8%)
非常勤役員等給与 (C)	千円 797,266	千円 906,523	千円 (%) △ 109,257 (△12.1%)	千円 (%) △ 180,513 (△18.5%)
福利厚生費 (D)	千円 489,392	千円 495,577	千円 (%) △ 6,185 (△1.2%)	千円 (%) △ 42,299 (△8.0%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,349,608	千円 4,524,751	千円 (%) △ 175,143 (△3.9%)	千円 (%) △ 464,687 (△9.7%)

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額については、対前年度比△2.0%であるが、要因としては、常勤職員数の減少によるものである。
- ・最広義人件費については、対前年比△3.9%となったが、上記の要因に加えて、退職者数の減による退職手当支給額の減少(△1.2%)、非常勤職員数の減少による非常勤役員等給与の減少(12.1%)と福利厚生費の減少(△1.2%)によるものである。

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月(職員は平成25年2月)から以下の措置を講ずることとした。

・役員に関する講じた措置の概要

①支給水準の引き下げ

段階的な引き下げ措置

- ・平成25年1月1日～平成25年9月30日 : 98/100
- ・平成25年10月1日～平成26年6月30日 : 92/100
- ・平成26年7月1日以降 : 87/100

・職員に関する講じた措置の概要

①支給水準の引き下げ

段階的な引き下げ措置

- ・平成25年2月1日～平成25年9月30日 : 98/100
- ・平成25年10月1日～平成26年6月30日 : 92/100
- ・平成26年7月1日以降 : 87/100

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし